

盛岡都市圏地域公共交通計画策定業務委託について、公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和5年6月2日

盛岡都市圏地域公共交通会議会長 藤澤和義

1 業務の概要

(1) 名称

盛岡都市圏地域公共交通計画策定業務委託

(2) 目的

本業務は、令和2年11月に改正された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、また、岩手県において令和5年度に策定予定の「岩手県地域公共交通計画」と整合を図るため、県計画に位置づける幹線系統などを含めた交通網との調整・整理を行いながら、盛岡都市圏において持続可能で効果的な公共交通のすがたを示す「盛岡都市圏地域公共交通計画」を策定するための調査、分析及び方針案の検討を行うことを目的とする。

(3) 内容

別紙仕様書のとおり

(4) 発注者

盛岡都市圏地域公共交通会議

(5) 期間

契約締結の日から令和6年3月15日まで

(6) 提案上限額

12,449,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

2 提案者の資格要件

次の各号に掲げる要件を全て満たす法人又は団体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 当該契約に係る営業又は事業に係する法令の規定による営業若しくは事業若しくは業務の停止又は事務所の閉鎖処分を受けていない者であること。
- (3) 参加意向申請書の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、盛岡都市圏構成3市町（盛岡市、滝沢市、矢巾町）における入札参加者に対する指名停止基準による指名停止等の入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (4) 他の入札参加者と一定の資本関係又は人的関係がない者であること。なお、

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合とその組合員又はその会員の場合、同一入札への参加は認めないものとする。

- (5) 直近 2 年間の国税（法人税、事業税、消費税及び地方消費税等）及び盛岡都市圏構成 3 市町税を滞納していない者であること。
- (6) 「令和 4・5 年度盛岡市建設関連業務委託契約競争入札参加資格者名簿」、「令和 4・5 年度滝沢市競争入札参加資格者名簿」、「令和 4・5 年度矢巾町営建設工事入札参加者登録簿（建設関連業務）」の全てにおいて、土木関係コンサルタント業務に登録している者であること。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の申立てを受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (9) 過去 5 年間（平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）において、地方公共団体及び地方公共団体が設置する協議会が発注の地域公共交通計画策定業務と同種又は類似した業務を元請として受注した実績を有する者であること。

同種業務	地域公共交通計画作成に係る業務
類似業務	交通に関連する総合的な計画等の策定や調査に係る業務

- (10) 次の条件を満たす管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。なお、各技術者は提案者と正規雇用関係にあること。
 - ア 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門又は建設部門：都市及び地方計画）又は RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者とし、過去 5 年間（平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）において、地方公共団体及び地方公共団体が設置する協議会が発注の地域公共交通計画策定業務と同種又は類似した業務の実績があること。
 - イ 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門又は建設部門：都市及び地方計画）又は RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者とする。照査技術者は、管理技術者及び担当技術者を兼ねることができない。
 - ウ 担当技術者は、資格を問わないが、計画図書等に基づき適正に業務を実施する者とし、照査技術者を兼ねることができない。

3 担当部署

- (1) 郵便番号 020-8530

- (2) 住所 盛岡市内丸12番2号
- (3) 担当課 盛岡市建設部交通政策課
- (4) 電話番号 019-613-8538 (直通)
- (5) ファックス 019-622-6211
- (6) 電子メール koutuseisaku@city.morioka.iwate.jp

4 公募資料等の交付

- (1) 交付期間 公告の日から令和5年6月23日(金)まで
- (2) 交付方法 盛岡市公式ホームページにおいてダウンロード配布する。

5 参加意向の申請

本プロポーザルに参加する場合は、必ず参加意向申請すること。

- (1) 提出期限 令和5年6月23日(金)午後5時
- (2) 提出先 上記3に同じ
- (3) 提出方法 提出場所まで持参又は書留郵便での送付(期限内必着)
 - ※郵送する場合は、事前に「3担当部署」に連絡すること。
 - ※送料は提案者の負担とする。
 - ※発注者は、郵送および宅配中の破損、遅延などの責任を負わないものとする。
- (4) 参加意向申請時の提出書類

書類	様式	部数
参加意向申請書	様式第1号	1部
提案者情報書	様式第2号	
業務実績書 ※測量調査設計業務実績情報サービス (以下「テクリス」という。)の業務カルテ又は契約書の写し若しくは履行証明書(任意様式)を添付	様式第3号	
業務実施体制図	様式第4号	
予定技術者経歴書(管理技術者、照査技術者、担当技術者) ※資格証明書の写しを添付	様式第5号 ～様式第7号	

6 質問及び回答

公募に関する質問を次のとおり受け付けるものとする。質問書(様式第14号)に必要事項を記入の上、上記3(6)の電子メールアドレス宛てにワードファイルで送信し提出のこと。送信後、必ず電話により着信の確認を行うこと。

- (1) 質問受付期間 公告の日から令和5年6月19日(月)午後5時まで
- (2) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、

令和5年6月21日（水）を目安に、盛岡市公式ホームページへ掲載し公表する。

7 提案書類の受付

発注者からプロポーザル提案資格を有するものとして認められ、「プロポーザル関係書類提出要請書」により要請を受けた者は、別紙実施要領に基づき提案書等を提出すること。

(1) 提出期限 令和5年7月6日（木）午後5時

(2) 提出先 上記3に同じ

(3) 提出方法 提出場所まで持参又は書留郵便での送付（期限内必着）

※郵送する場合は、事前に「3担当部署」に連絡すること。

※送料は提案者の負担とする。

※発注者は、郵送および宅配中の破損、遅延などの責任は負わないものとする。

(4) 提案書提出時の書類

書類		様式	部数
提案書（添書）		様式第8号	1部
提案書	実施方針	様式第9号	8部
	実施手順	任意書式	
	業務工程表	任意書式	
	評価テーマ1～4（提案課題）	様式第10号 ～様式第13号	
見積書（提案上限額（消費税等込み）以内の見積金額を記載のこと）		任意様式	1部
見積内訳書（項目、数量、単価等がわかるように記載のこと）		任意様式	

8 選考方法

(1) 1次審査（書類審査）

提出された参加意向申請書等を基に、資格要件の確認を行う。確認は盛岡都市圏地域公共交通計画策定業務委託事業候補者選定審査会事務局が行う。参加意向の申請者が多数の場合は、実施要領の評価基準等に基づき、上位5者をヒアリングの対象者として選定する。

参加意向の申請者が1者であっても、審査の結果、事業を適切に実施できると判断された場合には、本プロポーザルは実施する。ただし、ヒアリング（プレゼンテーション）を含めた総合評価点で5割を超えなければいけない。

(2) ヒアリング（プレゼンテーション）

提出された提案書に基づくヒアリング（プレゼンテーション）を実施

し、実施要領の評価基準等に従い採点を行う。

総合評価点の最も高い提案者を契約候補者として、次に総合評価点が高い提案者を次点順

位者として選考する。ただし、総合評価点が同一の提案者が複数いる場合は、実施要領に定める評価方法により契約候補者を選定する。

9 選考結果の通知

(1) 1次審査（書類審査）

1次審査終了後は、速やかに参加意向申請者全員に審査結果を通知する。また、提案資格を有する者には、併せてプロポーザル関係書類提出要請書を通知する。なお、審査結果についての異議申立ては一切受け付けない。

(2) ヒアリング（プレゼンテーション）

評価結果については、速やかに電子メール等で通知する。また、結果に対する異議は認めない。なお、契約候補者及び次点順位者については、盛岡市公式ホームページにおいて公表するものとする。

10 その他

(1) 提案に関して必要となる費用は、全て提案者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。なお、提出された書類は、盛岡市情報公開条例（平成12年条例第51号）に準じ、開示等を実施する場合がある。

(3) 詳細は、盛岡都市圏地域公共交通計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領及び同仕様書によるものとする。